2　喀痰吸引等支援体制加算　100単位

注　指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限る。

3　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。４において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１及び２により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

4　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、１及び２により算定した単位数の1000分の３に相当する単位数を加算する。ただし、３の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第10の１のイの⑴中「645単位」を「639単位」に改め、同イの⑵中「528単位」を「523単位」に改め、同イの⑶中「449単位」を「445単位」に改め、同イの⑷中「383単位」を「379単位」に改め、同イの⑸中「294単位」を「291単位」に改め、同１のロの⑴中「594単位」を「589単位」に改め、同ロの⑵中「477単位」を「473単位」に改め、同ロの⑶中「398単位」を「394単位」に改め、同ロの⑷中「332単位」を「329単位」に改め、同ロの⑸中「243単位」を「241単位」に改め、同１のハの⑴中「561単位」を「556単位」に改め、同ハの⑵中「444単位」を「440単位」に改め、同ハの⑶中「365単位」を「362単位」に改め、同ハの⑷中「299単位」を「296単位」に改め、同ハの⑸中「210単位」を「208単位」に改め、同１のニの⑴中「675単位」を「669単位」に改め、同ニの⑵中「558単位」を「553単位」に改め、同ニの⑶中「479単位」を「475単位」に改め、同ニの⑷中「413単位」を「409単位」に改め、同ニの⑸中「324単位」を「321単位」に改め、同１のホ中「142単位」を「140単位」に改め、同１の注１中「第17」を「第16」に改め、同１の注２中「第10」を「第９」に改め、同１の注５中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同注５の⑴の㈠中「434単位」を「430単位」に改め、同⑴の㈡中「388単位」を「384単位」に改め、同⑴の㈢中「356単位」を「353単位」に改め、同注５の⑵の㈠中「383単位」を「379単位」に改め、同⑵の㈡中「337単位」を「334単位」に改め、同⑵の㈢中「305単位」を「302単位」に改め、同注５の⑶の㈠中「350単位」を「347単位」に改め、同⑶の㈡中「304単位」を「301単位」に改め、同⑶の㈢中「272単位」を「269単位」に改め、同１の注７中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同１の注８中「⑷まで」を「⑸まで」に、「又は⑷」を「、⑷又は⑸」に改め、「を算定する。」の下に「ただし、⑸に該当する場合であって、かつ、⑶又は⑷に該当する場合にあっては、⑶又は⑷のそれぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。」を加え、同注８の⑶中「第10」を「第９」に改め、同注８に次のように加える。

⑸　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合　100分の95

別表第10の１の注９中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第10の１の２の注１中「第10」を「第９」に改め、同表第10の２のイ及びロを次のように改める。

イ　夜間支援体制加算(Ⅰ)

⑴　夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この２において「夜間支援対象利用者」という。）が４人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　314単位

㈡　区分４　164単位

㈢　区分２及び区分３　107単位

⑵　夜間支援対象利用者が５人の場合

㈠　区分５及び区分６　273単位

㈡　区分４　137単位

㈢　区分２及び区分３　98単位

⑶　夜間支援対象利用者が６人の場合

㈠　区分５及び区分６　238単位

㈡　区分４　119単位

㈢　区分２及び区分３　89単位

⑷　夜間支援対象利用者が７人の場合

㈠　区分５及び区分６　216単位

㈡　区分４　99単位

㈢　区分２及び区分３　75単位

⑸　夜間支援対象利用者が８人以上10人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　171単位

㈡　区分４　81単位

㈢　区分２及び区分３　59単位

⑹　夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　115単位

㈡　区分４　52単位

㈢　区分２及び区分３　37単位

⑺　夜間支援対象利用者が14人以上16人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　100単位

㈡　区分４　37単位

㈢　区分２及び区分３　23単位

⑻　夜間支援対象利用者が17人以上20人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　89単位

㈡　区分４　26単位

㈢　区分２及び区分３　14単位